

# 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の同意に係る会長専決基準

制定 令和 4 年 5 月 30 日  
岩国市建築審査会

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可において、建築基準法施行規則（昭和 25 年省令第 40 号。以下、「省令」という。）第 10 条の 3 第 4 項各号及び岩国市の「建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可に係る運用基準」に適合するもののうち、次に掲げる条件を満たすものについては、岩国市建築審査会条例第 4 条第 3 項の規定に基づき会長専決とすることができるものとする。

## 第 1

省令第 10 条の 3 第 4 項第 2 号の規定に該当する許可対象（公的機関等が所有又は管理するものであって道路と同等の機能を有する道に接するもの。）で次のいずれかに該当するもの。

- (1) 建築物の用途が一戸建ての住宅であり、建て替え、増築、大規模の修繕、大規模の模様替又は移転（以下「建替等」という。）であるもの。
- (2) 用途が従前と同一の建替等であり、延べ面積が既存建築物の延べ面積の 1.5 倍を越えないものであるもの。

## 第 2

省令第 10 条の 3 第 4 項第 3 号の規定に該当する許可対象タイプ 1（敷地が、幅員 4.0m 以上の通路に接しているもの。）で次のいずれかに該当するもの。

- (1) 建築物の用途が一戸建ての住宅であり、建替等であるもの。
- (2) 用途が従前と同一の建替等であり、延べ面積が既存建築物の延べ面積の 1.5 倍を越えないものであるもの。

## 第 3

省令第 10 条の 3 第 4 項第 3 号の規定に該当する許可対象タイプ 2（敷地が、幅員 1.8m 以上 4.0m 未満の通路に接しているもの。）で次のいずれにも該当するもの。

- (1) 建築物の用途が一戸建ての住宅であり、建替等であるもの。
- (2) 地階を除く階数が 2 以下であるもの。

## 第 4

会議の招集が困難な場合等やむを得ない事由がある場合で、会長が専決処分にすることについて、委員に議事の概要を記した書面を回付し、委員の半数以上の確認ができるとき。なお、会長は、必要に応じてほかの委員に意見を聴くことができる。

※1 「一户建ての住宅」とは、いわゆる専用住宅のことをいい、用途上不可分である附属建築物は含まれるが、事務所や店舗等を兼ねている住宅は該当しません。

※2 「既存建築物の延べ面積」とは、平成 11 年 5 月 1 日時点の延べ面積を指します。